○厚生労働省令第八十一号

中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令（平成二十六年政令第二百五十六号）第三条第一項において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十八条第二項の規定に基づき、中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第三条第一項の規定による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定の準用についての読替えに関する省令を次のように定める。

平成二十六年七月十六日

厚生労働大臣　田村　憲久

中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第三条第一項の規定による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定の準用についての読替えに関する省令

中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第三条第一項の規定による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第十一条の規定の準用については、同条第二項第三号中「、痘そう」とあるのは「、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る。以下単に「中東呼吸器症候群」という。）、痘そう」と、同条第三項第一号中「重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群」とあるのは「重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令の施行の日から施行する。

（この省令の失効）

2　この省令は、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。

○厚生労働省令第八十二号

検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第四十一条の規定に基づき、検疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月十六日

厚生労働大臣　田村　憲久

検疫法施行規則の一部を改正する省令

検疫法施行規則（昭和二十六年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る。）の病原体に感染したおそれのある者があるときは、三百三十六時間

附　則

この省令は、検疫法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百五十八号）の施行の日から施行する。